

建災防宮城県支部からのお知らせ

平成31年4月1日

未熟練者に対し、雇入れ時や雇入れ後に効果的な教育を

4月は新入社員等未熟練労働者が多くなる季節です。労働安全衛生法で定められている雇入れ時の安全教育項目を確認するとともに、社内で安全衛生教育の実施体制を整備しましょう！。

未熟練労働者の安全衛生教育のポイント

(1) 安全衛生教育は繰り返し！

安全は知っているだけでなく、実際に安全に作業ができなければ意味がありません。仕事に十分慣れない間は、従事する作業等に関する安全衛生教育を繰り返し実施し、身に付けさせることが大切です。雇入れ時以外にも、例えば、1月後、3月後、6月後、1年後などに繰り返し安全衛生教育を実施し、習得度合いについてもチェックしましょう。

(2) 危険感受性を上げる！

災害事例やヒヤリハット事例をもとに職場には、さまざまな危険があることを理解させましょう。

(3) 災害防止の基本を教える

正しい作業服装の着用、作業手順の励行、4S・5Sの励行などさまざまなルールや活動があることを理解させましょう！

(4) 聞ける雰囲気を作る！

気軽に聞けない雰囲気の職場は、未熟練労働者が一人で勝手に判断・行動したことによる事故につながります。

(5) 経営トップのバックアップ

経営トップは、社内各級管理者に人材育成の重要性を改めて理解させるとともに、安全衛生教育について、組織的なバックアップ体制の整備をお願いします。

【法令による雇入れ時教育の項目】

(労働安全衛生規則第35条)

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ⑥ 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

定められた作業手順（作業標準）をきちんと守る。

- ◆ 安全装置の必要性を十分理解し、外したり無効にして作業しない。
- ◆ 作業手順書に示されている作業手順を繰り返し練習し体得する。
- ◆ 安全上やるべきこと、やってはならないことをよく理解する。
- ◆ 作業手順がわからない時は、責任者から必ず確認する。
- ◆ 慣れによるケガに注意し、軽はずみな動作や強引な動作をしない。

敷地内工事によるガスパイプ損傷の防止を！

仙台市ガス局よりお願い

近年、建設工事、設備工事、解体工事などで、ガスパイプを損傷する事故が数多く発生しており、火災・爆発等重大事故に繋がる懸念もあります。①工事前にお近くの都市ガス事業者に連絡を ②ガスパイプの位置を確認したら関係者で情報共有を ③ガスパイプ周囲の掘削は慎重に

仙台市ガス局保安センター(022-292-7682) ガス漏れ専用ダイヤル 022-292-6663

特報

フルハーネス安全带ワンポイントレッスンを開始！ **高所作業車運転技能講習**

省令改正により、高所作業車の運転でも、原則としてフルハーネス安全带の使用が義務付けられました。本講習で当該安全带の正しい使用方法について実技を含めワンポイントレッスンをを行います。

新規格のフルハーネス安全帯、移動式クレーンの更新に 補助金が新設されました！

既存不適合機械等更新支援補助金（間接補助金）について
宮城労働局労働基準部健康安全課

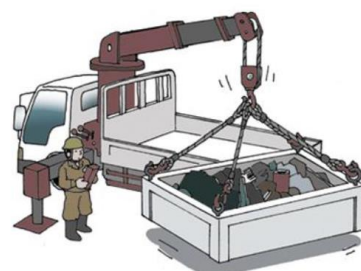
移動式クレーンや安全帯（墜落制止用器具に名称が改められています）の構造規格が改正されていますが、改正時の経過措置により、新構造規格に適合しないもの（「既存不適合機械等」という。）を所有する中小企業事業者が、新構造規格に適合する機械等に更新するため改修、買換等に要する経費の一部が補助される制度が平成31年度から始まります。

【支援内容】

● 移動式クレーンの過負荷防止装置

1 間接補助対象経費：「移動式クレーン構造規格」に適合しない既存の過負荷防止装置（つり上げ荷重が3トン未満のものに限る。）を一定の基準に適合する過負荷防止装置に更新するための改修、買換え等に要する経費

2 補助金交付額：間接補助対象経費と基準額（1機あたり20万円）を比較して、少ない方の額の2分の1（複数の過負荷防止装置に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は30万円を上限とする）

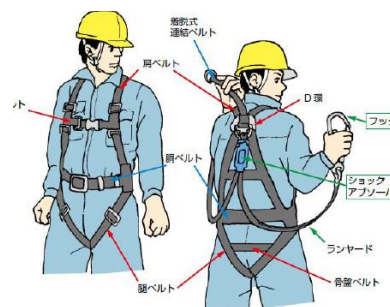


● フルハーネス型墜落制止用器具

1 間接補助対象経費：「墜落制止器具の規格」に適合しない既存の安全帯を一定の基準に適合するフルハーネス型墜落制止用器具に更新するための買換え等に要する経費

2 補助金交付額：間接補助対象経費（※）と基準額（1本あたり2万5千円）を比較して、少ない方の額の2分の1（複数のフルハーネス型墜落制止用器具に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は50万円を上限とする）

※ 補助対象経費の総額が20万円を下回る場合は申請できません。この場合、複数の申請者を一つにまとめた申請が可能です。



【実施概要】

年度内に少なくとも2回の公募期間（30日程度）を設け、上記装置・器具毎に補助金予定額を割り当て、当該公募期間の予定額を上回った場合は、加点基準により合計点の高い申請者から順に交付決定を行います。

フルハーネスの場合の加点は、①主たる業務が鳶等高所作業の頻度が高い職種、②事業場規模で労働者数が少ない事業場、③追加安全措置を多く備えているもの、としています。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html

建災防宮城県支部 HP

建災防では公募時期や申請方法の詳細情報が入り次第お知らせいたします。



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604

講習予定はこちらから